

令和7年度 第1回三田市障害福祉審議会

開催の日時	令和7年8月12日（火）13時30分～15時10分
開催の場所	三田市役所本庁舎 3階 302会議室A
欠席者	2名（谷野委員、南里委員）
出席した庶務職員の職及び氏名	健康福祉部：外岡健康福祉部長、鶴健康福祉部次長、増田障害福祉課長、萩原障害福祉課副課長、尾崎障害福祉課係長、久保障害福祉課係長、山根障害福祉課係長 学校教育部：市原教育支援課長
傍聴者の人数	0人
議題	(1) 三田市障害福祉審議会の役割等について (2) 第6次三田市障害者福祉基本計画の実施状況について (3) 第7期三田市障害福祉計画・第3期三田市障害児福祉計画の実施状況について
公開・非公開の区分	公開
連絡先	健康福祉部 障害福祉課 電話：079-559-5075 FAX:079-562-1294

会議次第

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 会長・副会長の選出
- 4 説明・協議事項
 - (1) 三田市障害福祉審議会の役割等について
 - (2) 第6次三田市障害者福祉基本計画の実施状況について
 - (3) 第7期三田市障害福祉計画・第3期三田市障害児福祉計画の実施状況について
- 5 その他
- 6 閉会

審議経過

- 1 開会
配布資料の確認等
健康福祉部長挨拶
- 2 自己紹介
- 3 会長・副会長の選出

事務局一任で会長に津田委員、副会長に満原委員が提案され、承認した。

4 説明・協議事項

(会長)

それでは早速ですけれども、三田市の障害福祉審議会の役割等について、資料の方をご覧ください。資料2・3をご覧くださいながら、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料2・3説明（三田市障害福祉審議会の役割等について）

(会長)

ありがとうございました。それでは、議事録に委員の氏名を記載するかどうかについて、ご意見のある方はおられますか。

特にないようであれば、事務局提案どおり、議事録には委員名を記載しないこととしたいと思いますますがよろしいでしょうか。

(委員)

委員名を記載して、今までに何か問題があったのでしょうか。

(事務局)

特に問題があったわけではありません。庁内の他の会議でも委員名を記載しないものも多くあり、障害福祉審議会でもあえて記載する理由がないと考えて、記載なしとして提案しています。

(委員)

わかりました。

(会長)

あくまでも自由闊達な意見交換ができるようにという趣旨かと思います。それでは事務局提案通りに委員名を記載しないという取り扱いにさせていただきます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。第6次三田市障害者福祉基本計画の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4・5説明（第6次三田市障害者福祉基本計画の実施状況について）

(会長)

ありがとうございました。これに関する質疑応答が今日の一番の山場になりますので、ぜひ皆さんいろいろとご質問やご意見をお願いいたします。それではいかがでしょうか。

(委員)

聴覚障害者の中には、生まれつきではない中途失聴者もいます。先ほどの事務局説明の中で、聴覚障害に関する記述が少し気になりました。資料5の中で何度か聴覚障害者という記載があり、手話に対するサポートをしているという内容になっています。内容はそうなのだと思いますが、聴覚障害者はみんな手話ができると誤解されないかと気になり、あえて言及しました。

聴覚障害者のうち、手話をメインでコミュニケーションツールとして使用している人は1割から2割で、残りの8割から9割は喋れるけれども聞こえにくい人です。手話がわからない聴覚障害者のことがここに書かれていないため、聴覚障害者はみんな手話ができる人なのかという誤解を招く可能性があるのでは、その点を認識していただきたいと思って、あえて言及いたしました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。「手話を利用する聴覚障害者」のように限定するといいかもかもしれませんね。今のお話は6ページの手話推進員の設置のところかと思います。他に聴覚障害者の話が出てくるのは8ページのスマホ教室ですね。こちらでは手話とは関係ないので様々な聴覚障害のある方たち向けの取り組みということですね。事務局から何か補足はありますか。

(事務局)

ご指摘のとおりだと思います。5ページと6ページの手話関係の記載で、ひとくくりに聴覚障害者という表現を使っていますが、会長からもご指摘いただいたように「手話を使う」などの補足が必要だと思います。ご意見ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。それでは他にいかがでしょうか。

(委員)

9ページで質問です。障害や特性があることで差別を受けたことがあると答えたのは、18歳以上の成人よりも18歳未満の方が多くなっています。これについては計画策定の段階でも、何か理由があるのかお聞きしていました。事業所に出向いて虐待防止研修も行っているとい

うことでしたが、差別や嫌な思いをしたことがあると答えたのは、おそらく施設内での差別ではなく、例えば学校の中など、障害のない方からの差別も多いのではなはいかと思いました。

そこで、質問です。18歳未満の方で嫌な思いをされた方が8割を超えている、この理由は何だと思われませんか、またそのための解消方法を何かされておられたら教えてください。

(会長)

ありがとうございます。これは教育の話にも関わってくるので、少し委員間での意見交換をしたいと思います。まずは事務局がどのように考えているのかを伺いたいと思います。

(事務局)

アンケート項目の分析については、手元に詳細な資料がないのですが、進学のとことや就職のとき、学校現場などの場面で差別を受けたという回答が多くあったと記憶しています。委員のご意見のように、障害のない方からの差別的な発言や言動が多かったと思います。

それに対する市の取り組みとしては、学校現場での先生向けの研修や、生徒向けの研修を行っているほか、広報啓発を行っており、市の広報誌を通じた啓発は、定期的に繰り返し行っています。一足飛びには解決できない問題であり、今後も地道に啓発を続けていく必要があると認識しています。

(会長)

ありがとうございました。もし可能であれば、学校ではこういった取り組みを真剣にされているのではないかと思いますので、一言お願いできますか。

(事務局)

具体的な学校の取り組みについては、学校教育課の担当になってきますが、教育支援課から常日頃学校に伝えていることは、通常の学級に在籍する子供たちとの交流および共同学習の充実を図るように、ということです。一緒になって勉強する機会を作って、お互いにクラスの中で毎時間の狙い・目標等々を明確にして、お互いにとって意義のある時間になるように、ということを指導しています。

特別支援教育に関する理解、子供たちへの理解というところは、本当に大事な部分であると考えています。授業内容については各学校の学校長の責任のもとカリキュラムを組んで子供たちへの啓発等を行っていますが、引き続き、差別などの悲しい出来事が起こらないように、教育委員会としてしっかり学校現場へ啓発していかなければならないと考えています。

(会長)

ありがとうございます。では、委員よろしく申し上げます。

(委員)

ひまわり特別支援学校は、地域校と併設型の学校となっており、小学校も中学校もそれぞれ同じ校舎の中で特別支援学校を設置しています。この経緯も、三田市では以前から特別支援学級のセンター校方式ということで、障害がある子とない子に分けず、同じように学ぶという教育の理念に基づいて実施しており、その延長線上にひまわり特別支援学校があります。

今年度もひまわり特別支援学校と併設校ともに新1年生が入ってきました。そこで初めて会うと、いろんな質問が出てきます。例えば、なぜよだれが垂れてるの、と質問するんですが、そこでしっかりと教員の方も答えていくことが大事です。その子たちは決して差別的に言っているのではなく、正直に疑問を口に出しているんですが、それに対して正しく出会って、正しく理解していくことがとても大事だと思っています。

ひまわり特別支援学校は肢体不自由の学校なので、障害がわかりやすいですが、発達障害の子どもたちに対する理解などは難しいところもあると思います。そういったときでも、やはり正しく知って理解するということが大事で、教員の方がいかにきちんと話をしているかがとても大事だと思っています。

ですので、嫌な思いを受けたというお子さんがおられるのも事実です。しかし、最初の出会いは対して、それをしっかりと受け止めて返していくことによって、理解が深まっていくのではないかと考えています。最初は嫌な思いをしたという回答は多いですが、それが徐々に減っていく、だんだん理解が進んでいくということが大事だと思っています。

(会長)

ありがとうございます。様々な出会いがあれば、それなりにいろいろと軋轢もあるかと思っていますので、そこでどう大人が対応するのが問われているように思いました。

他の委員はいかがですか。

(委員)

7ページで、18歳未満の方は、障害のある人への対応や理解が足りていると答えている割合が多くなっています。でも、差別を受けてしんどいんですよ、と手を挙げている方は18歳未満の方が多い状況です。

ならば、これはお願いです。アンケートは中間評価のときまで行わないという話でしたが、18歳未満の方は差別を受けてしんどいと手を挙げている状況なので、できれば、実態がどうなのか、アンケートだけは今年度でも実施していただき、その分析をしてもらいたいと思います。成人向けにはいろいろやっているんです。事業所でも地域へ出て自立支援の研修をしていますが、学校や未成年の方に対することはあまりできていません。ぜひまたご検討ください。

(会長)

ありがとうございました。障害がある子どもたちの差別意識、差別感情にも注目していく必要があるのではないかというご意見だと思います。

それでは他の部分でお気づきのことがあればお願いいたします。

(委員)

質問は、基本目標1の(2)福祉サービスの充実のうち⑤障害福祉サービス事業の人材育成・確保の部分についてです。2ページで、令和6年度の主な実施状況として、相談支援事業所連絡会を通じた相談支援専門員連携・人材育成と記載があり、ここでは主に相談支援専門員の育成について書かれています。ただ、実感としては障害福祉サービスを支えている幅広い人材が非常に不足していると感じています。

例えば、運営しているグループホームで働く職員の確保も非常に難しい状態です。また、会員さんが休日などに個人でお出かけする際に利用する移動支援については、相談支援事業所を通してヘルパーさんの確保をしてもらっていますが、それもヘルパーさんが非常に確保しにくいという話を聞いています。障害福祉サービス事業の人材そのものの数がどうなっているのか、減少傾向にあるのなら、その人材育成についても本腰を入れて、対策を練っていただきたいと思い、意見を出しました。

(会長)

ありがとうございます。社会福祉関係の人材、働き手がいなくなっているということは各所の大問題ですが、これに対してどういう取り組みを行っているのかが見えにくいということでしたが、事務局としてはいかがでしょうか。

(事務局)

福祉事業所に従事する職員の人材確保についてのご意見だったと思います。事業所数が増えているのかという話も最後に出ていたかと思いますが、事業所数については、訓練系の事業所は増えてきている感覚はありますが、一方で介護給付系のグループホームやヘルパーは、なかなか人材確保が難しいという現場の声は市にも入ってきている現状です。

ただ、市で人材確保について何か直接的に支援ができるかというところ、今のところ、どの近隣市においても、具体的な方策は取れていません。できることとすれば、色々な事業所で色々な利用者さんに対応いただく中で、後方支援として、困難ケースがあった場合に、その事業者だけで抱えずに、相談支援事業所を含めて相談員がバックアップできるような体制を取っていくことを、市では対策として考え、この内容を入れていきます。相談事業所連絡会を通じて、まずはいろんなケースをみんなで対処していく体制を三田市では取っていこうとい

う考えのもと、この相談支援事業所連絡会での取り組みを、人材育成のひとつとして入れています。

(会長)

ありがとうございます。今の説明では、人手不足については事業所が努力をするのが先決だということで、それを行政は後方支援をするという説明だったと思います。そうすると、事業所でどのように努力をされているのかが関心事になってくるのかと思います。

事業所では人手不足の解消に向けてどのように努力をされているのか、ご意見を聞いていただけますか。

(委員)

私の事業所では多機能で運営しており、訓練系の事業では、現在定員割れを起こしています。ひどいところでは6割ぐらいなので、その部分については人が足りないということはありません。ただ、生活介護を中心とした事業のところでは、人が足りません。求人をかけても来ていただけない状況です。

前に、ハローワークの所長さんから求人倍率が非常に低いという話をお聞きしました。そのため、今は外国籍の方も含めて、新たな雇用を目指していて、そのためには手当や住居などの準備を色々しないといけないという課題はありますが、そういう対応をしても介護系の職員を募集しないと、正直、事業所としても人が足りないという状況になっています。

(会長)

ありがとうございます。外国人の方たちにも来ていただくために、働きやすい環境を整えたり雇用条件を良くしたりといった努力をされているのかと思います。

質問いただいた委員は、いかがでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。これから入所施設がどんどんなくなり、できるだけ地域で暮らすという方針に切り替わっていていると思いますが、地域で暮らすという方針が決まっても、特に知的障害のある方たちは、簡単に地域で暮らすということが非常に難しく、色々な支援をもらわないとなかなかそれは実現できません。そういう方針だけが先走ってしまっていて、本当に地域で暮らすと言われているけれどできるのか、ヘルプしてくださる人材もいないということで、非常に不安ばかりが募っています。地域で暮らすという方針はいいとは思いますが、そのためのバックアップ体制もしっかりと作っていただきたいと思います。これは、こちらからの要望のような形になってしまっていますが、以上です。

(会長)

ありがとうございました。大変大きな問題だと思いますので、色々な場面で課題として発信していく必要がありますね。

(委員)

私の方からは、2ページの(3) 家族・介助者への支援のところ、ヤングケアラーについて質問があります。実は私も兵庫県のヤングケアラー支援推進委員会のメンバーで、県の支援計画の策定からずっと関わっていて、今も推進委員会に参加させていただいていますが、例えば県の施策の中で配食支援があり、昨年度兵庫県下では89世帯の利用があったのですが、三田市では1件も利用がありませんでした。

また三田市では子育て世帯の訪問支援事業による家事支援や育児支援をしているということですが、私が相談員としていろんなケースを見聞きする中で、ヤングケアラーではないかと思われるケースも多々あり、まだまだヤングケアラーに対する知識や理解が非常に不足しているのではないかと考えています。

ですので、県もいろいろな施策をしているのでそれもうまく利用しながら、もう少し市を挙げてヤングケアラー支援に取り組んでいただきたいなと思いました。先ほどの事務局説明では、今年度は実態調査をおそらく何年かぶりだと思いますが、実施されるということでしたので、ぜひ実態調査を通して、ヤングケアラーに対する支援をより充実させていただければありがたいなと考えています。

(会長)

ありがとうございました。ヤングケアラーの話は、前回のこの審議会でも確か質問や意見が出ていましたので関心の高いところなのだと思います。ヤングケアラーの支援体制の構築について、事務局から補足説明はありますか。

(事務局)

ヤングケアラーの支援については、障害福祉課が直接行っている事業ではありませんが、主管課である子ども家庭課の家庭児童相談室と情報共有を行い、書面上だけではなく垣根のない関係性作りを行っています。福祉サービスに関わらない話であっても、相談に来られたら、家庭児童相談室と障害福祉課の児童担当とで一緒に考え、それぞれで持っている人脈に連絡をするなどして解決を図っており、そうした実務的な連携についても併せて報告いたします。

(会長)

ありがとうございました。主管課は障害福祉課ではなかったのですね。わかりました。それではよろしいでしょうか。

(委員)

ヤングケアラーについて、もう少し特別支援学校の実情についてお話したいと思います。特別支援学校では医療的ケアの必要な子どもたちがたくさん通っており、家族でケアをしながらみておられますが、このようなケースもありました。

ご兄弟とも医療的ケアが必要なお子さんで、そのうちの1人が体調を崩しました。すると、お母さんはその子に手をかけて面倒を見ますが、もう1人の子にも医療的ケアが必要ですので、その子の面倒は誰がみるんだ、という状況になってきます。となれば、本当はショートステイなどで預かってもらえればいいのですが、医療的なケアがある子たちの受け入れ施設が非常に限られており、ないに等しい状態です。そうすると、家族に負担がかかってくるようになります。

日中一時支援や短期入所などがありますが、医療的ケアが必要な子どもたちを預かってもらえるような施設を増やしていくことが必要だと、現場にいると感じています。

(委員)

私は高齢部門の相談を主に行っていますが、ヤングケアラー支援はやはり庁内を挙げて取り組んでほしいと感じるケースがあります。

高齢者虐待の案件として、20代や30代の孫が、祖母、祖父に対して暴言、暴力をふるうことがありました。虐待と言っても命に関わるようなひどいことではありませんが、その方は、若いときから長年介護をされている方で、しがらみや関係から抜け出せないということがあります。主管課がどこかというのはあるとは思いますが、これは本当に児童部門から障害部門、高齢部門にまで続いていく大きな課題だと感じています。特に高齢者部門は20代後半や30代の人もキーパーソンとして、ヤングケアラーだった青年などを介護のあてにしてしまうところもあり、総合相談としては介護部門に関わる支援者もヤングケアラーの理解が必要だと感じていますので、ここは本当に横の繋がり、庁内の繋がり、支援者の繋がりに対応していきたいと私も感じています。

(会長)

ありがとうございます。今、お二人の委員から、あの人がヤングケアラーではないかと思うけれども、というような話が出てきていました。そういう場合、どのような仕組みで推測を確からしきものにして支援していくのか、そういう仕組みがどうなっているのかということ、この中で私たちも共有できたらいいですね。主管課が違うということでしたが、次の

機会にでもどんな仕組みになっているのか、そういう場合にどのように支援につなげていくことができるのかということについて教えていただけたらと思います。

(事務局)

私は昨年まで教育委員会におり、学校でも色々な子どもが色々な状態にあり、それをどう学校で把握して対処するのかといったことに触れる機会が多かったです。

そういった中で、学校に限らず、障害福祉課や色々な窓口で、ヤングケアラーを含めて、子どもにとっては非常に辛い状態になっているということは、察知しました。子ども未来部が主管課になるというのはその通りですが、色々な情報を家庭児童相談室に集めて、その中でどういう状態にあるかということケースごとに対応を検討するというのを積み重ねている状態になります。ですから、いろいろ察知したところが重大化しないうちに対処するという仕組みを市役所の中で作っており、関係機関で連携を取りながら網を張り、ネットワークとして対応していくという状況になっています。それがひとつの仕組みになっていると考えています。

(会長)

ありがとうございました。ケースワーカーの方たちがやっぱり触覚になるわけですよね。その方たちがしっかりと情報を吸い上げていくという仕組みになっていると。今の一連の話について、質問いただいた委員はいかがでしょうか。

(委員)

そういう意味では私自身も相談員なので、情報を正確にキャッチしながらいろんな関係部署と連携をとってヤングケアラー支援に当たっていかないといけない立場にあると思っていますので、今後とも連携を進めたいと思っています。

ただ、私が言いたかったのは、まだヤングケアラーとして認識されるというか、市民権を得てないというか、まだまだ、一般市民の中で情報不足の側面があるように思います。まずはもう少し啓発活動に力を入れてもいいのかなと思いますので、今後はそういったところにも力を入れていただければありがたいと思います。

(会長)

どうもありがとうございました。それでは他にいかがでしょうか。ないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

最後の議題になりますが、第7期三田市障害福祉計画・第3期三田市障害児福祉計画の実施状況について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料6説明（第7期三田市障害福祉計画・第3期三田市障害児福祉計画の実施状況について）

(会長)

ありがとうございました。それでは、この内容について、ご意見・ご質問がある方はおられますか。

(委員)

障害福祉サービス等の実施状況（1）の11番12番の就労継続支援A型・B型の利用者数が見込量より増えているということですが、実際に事業所が増えているということもあると思います。それに比して、2番の重度訪問介護と6番の生活介護では見込量よりも実績が少ないということですが、実際、なかなか重度訪問介護を受けてくれる事業所が見つからない、あるいは生活介護を受けてくれる事業所が見つからないということも結構影響しているのかなと思います。

生活介護で医療的ケアを有する障害児者の方の受け入れが、なかなか難しいということで断られるケースも実際にあると聞いています。人材確保については企業の問題もあるかもしれませんが、サービス自体を市としてももう少し計画的に設計していくことが必要なのではないかと考えていますので、ぜひ、特に生活介護や重度訪問介護を重点的に、力を入れていただければありがたいと思っています。

(会長)

どうもありがとうございます。人数が見込みよりも下回っているものに関しては、ニーズがないという見方をするとまずいのではないかと思います。供給量の問題ということが多分にありそうだと思いますが、その点についていかがでしょうか。

(委員)

生活介護事業所を2ヶ所運営していますが、定員に対して97～98%の利用があり、決して受け入れ拒否をしているわけではありません。定員を増やしたらいいのではないかと、という話もありますが、それに関しては今検討中です。

もう一点、医療的ケアの部分については、看護師さんを募集しても来てもらえない状況です。ですので、学校現場でのお話もありましたけど、放課後等デイサービスを運営するなかでも、医療的な対応が必要な方については、やはりちょっと難しい、あるいはちょっとご遠慮いただく、ということが現実としてはあります。総数としては、ほぼ定員どおりに受け入れています。

(会長)

ありがとうございます。事業所数の問題でしょうか。事務局からのご説明をお願いいたします。

(事務局)

今のご意見のとおりだと認識しています。計画数値見込みに対して実績が下回っていること
の理由としては、ニーズがないのではなく、受け皿である事業所が足りていないという現
状で、事務局としても認識しています。

取り組みとしては、生活介護事業所については、サービスの中でも支援の幅がかなりある
と感じており、就労継続支援B型事業所での作業は対応できないが、一定の自立度の高い方
が行く、作業中心の生活介護事業所と、一方で、社会福祉協議会の中央デイサービスやわく
わく村のように、かなり重度の方や行動障害のある方も受け入れていただく生活介護があり
ます。どちらもひとくくりにして生活介護事業になるため、ニーズとしては重度の方を受け
入れてくれるところや、医療的ケアが必要な方を受け入れてくれる生活介護事業所は特に不
足しているという認識を持っています。

市内で事業展開をしていきたいという問い合わせが、まれに障害福祉課に来ることがあり
ます。そのときに、事業をするのであれば、三田市のニーズは生活介護なのだということは
積極的に伝えていき、具体的にこういった事業展開を検討していただけないかという提案ま
でを市の方ではしています。今のところそれが開設に繋がった例はありませんが、これから
もそういった具体的なニーズを事業者に対して提案していくつもりです。

(会長)

ありがとうございます。認識は同じという感じですね。

他にはいかがでしょうか。皆さん、よろしいでしょうか。それでは、ここままで全体を通
してご意見がある方はおられませんでしょうか。

(委員)

現在の国の方針や市の方針といった流れについてですが、どうもその辺の流れが滞ってい
る面があるのではないかという思いがあります。

生活介護など一つ一つの支援事業については、三田市や全国で見ても、全体的な支援をし
ていただいています。現在、我々の事業所についてもそうですが、障害者の年齢的な問題
が大きくクローズアップされてきています。それをどうしていくかというのは、私どもの施
設の運営から見ても、今後3年、4年先に立って、職員の年齢や、利用者さんの年齢等も考え

ますと相当色々な問題等が発生してきています。現在でも、高齢の方々の入所や、入院への支援など、そういったことも含めて問題がどんどん重なってきています。

最近、我々の事業所でも、高齢の方の入院に対して、今後どういった対応をしていけばいいのか、またそのときの高齢者の方々の支援はどうなるのか、入院できるのかできないのかとか、その費用はどうするのかなど、そうした細かい部分も課題になってきています。国の方針としては、地域へ出して、支援施設からグループホームへ、グループホームである程度自立していけば地域へ、という一つの流れはわかりますが、なかなかうまく流れていけないというのが、実態です。しかし、それを甘んじて放っておくわけにはいきませんので、重度の方も軽度の方も含めて、できるだけ色々な方に対してどういった形で全体的な地域支援をしていくかというのが今の課題になっているかなと思います。

支援費についても、年々単価も変わるなど変更があります。やはり事業としてやりにくいとか、どうすればいいのかという考え方もありますので、本当に頑張って支援していかないと、将来的にどういう形で利用者さんを抱えていけばいいのかという点が、今一番のネックになっていて、今後もネックになりそうだと感じています。そうした点へのアドバイスを市にもいただきながら進めていけたらと思っています。常に色々努力していますが、今の現実として、多くの知的障害事業を行っているなかで、それぞれの問題が多くて、四苦八苦しているのが現状です。

(会長)

ありがとうございます。今、人手不足や高齢化など、いろんな問題がある山積してきているということがよくわかる会議になりました。

それでは、これで今日の審議は終わらせていただきたいと思います。

5 その他

(事務局)

会長をはじめ、委員の皆様には長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。障害者福祉基本計画等が令和6年度からスタートし、1年間が経過したという状況で実施状況のご報告をさせていただきました。

非常に多種多様なご意見をいただき、評価としては資料に記載していますが、紙面には現れないような生の現場の声も聞かせていただくことができました。この計画の内容が実現できるように、常に連携しながらより良い障害福祉サービスが実現できるように、皆様のご協力のもと進めていきたいと思っています。

令和8年度初めには障害者福祉基本計画の中間評価に向けたアンケート実施を予定しており、令和8年3月頃にはアンケート実施内容のご報告を予定しています。また、令和8年度に

は、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間が終わるため、8年度中に次の計画を策定していく時期となっています。8年度は2回から3回程度審議会を開催し、次の計画期間に入っていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

6 閉会

(事務局)

それでは、以上をもって令和7年度第1回障害福祉審議会を閉会いたします。

この後、5分程度の休憩をはさみ、15時15分過ぎから三田市自立支援協議会を開催いたしますので、引き続きご参加のほどよろしくお願いいたします。それでは審議会の方は閉会させていただきます。皆さま、ありがとうございました。